

令和5年広審第21号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年8月8日10時44分

広島県鹿島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	10トン	
登録長	16.48メートル	5.37メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	670キロワット	44キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪前方の上段に右舷側から順にレーダー、ソナー、魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ備え、舵輪後方に操縦席を設けた、瀬戸内海機船船びき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年8月8日04時00分広島県鹿川港を発し、同県上黒島南方沖合の漁場に至り、操業を行ったのち、10時16分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、10時23分少し前安芸船害岩灯標から057度（真方位、以下同じ。）6.0海里の地点で、針路を鹿島東方沖合に向く236度に定め、機関を回転数毎分1,600にかけ、19.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、定針したのち、船首方に他船を認めなかったため、操縦席に腰を掛けた姿勢で魚群探知機を見ながら操船に当たり、10時42分少し過ぎ安芸船害岩灯標から188度370メートルの地点に達したとき、正船首1,000メートルのところ、Bを視認することができ、同船がほとんど動かない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機に表示された魚群反応を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けずに続航し、10時44分安芸船害岩灯標から227度1,300メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾に、後方から8度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや前方に操舵区画を配し、同区画の前部右舷寄りに舵輪及び機関操縦レバー、舵輪前方の上段に魚群探知機一体型のGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日09時00分広島県呉市所在の係留地を発し、同県倉橋島東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着して釣りを開始し、釣果を求めて鹿島東方沖合に移動したのち、10時25分衝突地点付近に至り、西南西方に向首し、機関を停止して漂泊を始め、同乗者に船首部で釣りを行わせ、自身は船尾で左舷側から釣りざおを出して釣りを再開した。

b受審人は、10時41分半僅か過ぎ右舷船尾方1,400メートルにAを初認し、10時42分少し過ぎ衝突地点で、船首が244度を向いていたとき、同船が右舷船尾8度1,000メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の船舶が漂泊している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、Bは、船首が244度を向いたまま、前示

のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは、船尾外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のち修理され、b受審人が、約10日間の加療を要する頭部挫創及び胸部打撲を負った。

(航法の適用)

本件は、鹿島東方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鹿島東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、漂流中のBが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、鹿島東方沖合において、漁場から帰港のため航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機に表示された魚群反応を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂流中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、鹿島東方沖合において、釣りをを行う目的で漂泊中、右舷船尾方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が漂泊している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月10日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿